

# 第2次 曾於市行政改革大綱

平成28年度 ~ 平成37年度



平成28年4月

曾於市

# 目 次

|     |                        |   |
|-----|------------------------|---|
| I   | はじめに                   | 1 |
| II  | 曾於市の現状                 | 2 |
| 1   | 本市の財政状況・見通し            | 2 |
| 2   | 行政改革のこれまでの取組           | 3 |
| III | 行財政改革への取組              | 4 |
| 1   | 歳入確保の取組                | 4 |
| 2   | 歳出削減の取組                | 4 |
| 3   | 事務事業の見直し               | 4 |
| (1) | 補助金の適正化                | 4 |
| (2) | 行政評価制度の導入              | 4 |
| (3) | 公共施設の適正配置              | 5 |
| 4   | 組織機構の再編整備              | 5 |
| (1) | 組織機構の再編                | 5 |
| (2) | 民間委託の推進                | 5 |
| 5   | 定員管理の適正化               | 5 |
| (1) | 職員の定員管理                | 5 |
| (2) | 人事評価制度の充実と職員の意識改革・資質向上 | 6 |
| (3) | 女性職員の登用                | 6 |
| 6   | 市民参画や協働の推進             | 6 |
| (1) | 情報公開と市民参画の推進           | 6 |
| (2) | 協働のまちづくりの推進            | 7 |
| IV  | 行財政改革の推進               | 7 |
| 1   | 計画期間・推進体制              | 7 |
| 2   | 実施計画の策定                | 7 |
| 3   | 市民の理解と協力               | 7 |
| 4   | 市議会との連携                | 7 |

## I はじめに

本市は、平成 17 年 7 月 1 日に末吉町、大隅町及び財部町の 3 町合併により誕生し 10 年が経過しました。

これまでに「曾於市行政改革大綱」を基に「定員適正化計画」「曾於市財政計画」等を策定し、「豊かな自然の中で生命の鼓動を感じるまち」の実現に向けた行財政全般にわたる改革の取組は、一定の成果を挙げてきたところです。

しかしながら、少子高齢化の進行や長引く景気低迷による国・地方を通じた極めて厳しい財政状況により、自治体を取り巻く環境は今後ますます厳しい状況に置かれることが予想されます。

また、地方分権改革の進展に伴い、地方自治体においては、その役割の拡大と業務の質・量合わせた拡充が見込まれており、今後も引き続き、行財政運営の効率化と併せて、市民に必要な行政サービスを提供するための行政体制整備を進めて行くことがより一層求められています。

第 2 次行政改革大綱は、これまでに策定された各種計画に基づく取組の成果を踏まえ、時代や市民のニーズに即応できる行政体制の強化と持続可能な行財政構造の構築を図るため、現行の行政改革大綱の見直しを行い、今後の行財政改革の方向性を示すものとして策定しました。

## II 曾於市の現状

### 1 本市の財政状況・見通し

今日の社会経済情勢は、長引く景気低迷による税収減、少子高齢化の急激な進行に伴う社会保障費の増大及び地方分権の進展等によりめまぐるしい変革が進んでいます。

本市の財政状況は、少子高齢化の進行（H27年12月末現在高齢化率36.9%）に伴い、福祉や医療関係の経費が年々増加しています。特に、扶助費の平成26年度決算額は、38億4,020万円で、平成18年度決算額に対して11億6,173万円（43.4%）の増となっています。

また、公債費については、施設の老朽化による大規模な改修や旧3町の均衡ある発展に資する社会生活基盤の整備等に合併特例債を活用し、積極的に取り組んできましたが、今後は、その元利償還金が増加し、財政に影響してくることが予想されます。

さらに、本市の主要な財源である普通交付税については、合併算定替による特例交付が平成27年度をもって終了し、その後、5年間で大幅に減額されます。不足する財源をまかなうために基金を取り崩した場合、基金残高は、平成26年度末95億1,434万円が10年後には約62億円となり、約33億円（35.0%）減少しますが、それ以降も取り崩しが続くことになれば、中長期的な財政運営に大きな支障を来します。

これらのことから、今後の10年間は、本市にとって非常に重要な期間であり、平成28年度以降の歳入規模を見据え、自主財源の確保と徹底した歳出削減により、持続可能な財政構造への転換を図っていく必要があります。

一般会計歳出決算の推移

（単位：千円、%）

| 歳出項目    | H18年度      | H19年度      | H20年度      | H21年度      | H22年度      | H23年度      | H24年度      | H25年度      | H26年度      | 増減率<br>(対18年度) |        |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----------------|--------|
| 義務的経費   | 人件費        | 3,754,033  | 3,777,141  | 3,713,102  | 3,543,351  | 3,373,874  | 3,279,446  | 3,175,974  | 2,934,934  | 2,961,671      | -21.1% |
|         | 扶助費        | 2,678,467  | 2,793,476  | 2,765,623  | 2,888,444  | 3,405,868  | 3,459,144  | 3,561,670  | 3,559,980  | 3,840,206      | 43.4%  |
|         | 公債費        | 3,452,438  | 3,351,191  | 3,237,270  | 3,161,621  | 3,103,438  | 3,340,304  | 3,255,520  | 3,220,511  | 3,226,602      | -6.5%  |
| 物件費     | 2,108,430  | 2,145,131  | 2,047,954  | 2,344,956  | 2,269,498  | 2,359,420  | 2,387,492  | 2,461,923  | 2,685,797  | 27.4%          |        |
| 補助費等    | 1,711,639  | 1,722,500  | 1,787,890  | 2,598,808  | 1,927,645  | 1,788,854  | 1,716,928  | 1,790,283  | 1,877,972  | 9.7%           |        |
| 普通建設事業費 | 2,983,522  | 2,592,283  | 3,816,788  | 4,201,831  | 4,108,710  | 4,779,399  | 4,254,274  | 5,229,790  | 3,435,363  | 15.1%          |        |
| 繰出金     | 1,823,753  | 1,779,012  | 1,882,227  | 2,071,873  | 2,263,773  | 2,422,175  | 2,208,745  | 2,406,001  | 2,368,872  | 29.9%          |        |
| その他     | 1,280,771  | 1,114,006  | 526,412    | 1,344,830  | 2,327,300  | 1,923,436  | 1,127,903  | 1,157,416  | 1,182,322  | -7.7%          |        |
| 歳出合計    | 19,793,053 | 19,274,740 | 19,777,266 | 22,155,714 | 22,780,106 | 23,352,178 | 21,688,506 | 22,760,838 | 21,578,805 | 9.0%           |        |
| 基金残高(※) | 4,137,547  | 4,603,542  | 4,285,659  | 5,363,723  | 6,866,056  | 8,114,577  | 8,719,032  | 9,368,758  | 9,514,342  | 130.0%         |        |
| 起債残高    | 24,436,122 | 23,758,426 | 23,601,041 | 23,693,294 | 24,587,188 | 25,486,810 | 26,278,539 | 27,368,989 | 26,693,312 | 9.2%           |        |

(※) 財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の残高合計

## 2 行政改革のこれまでの取組

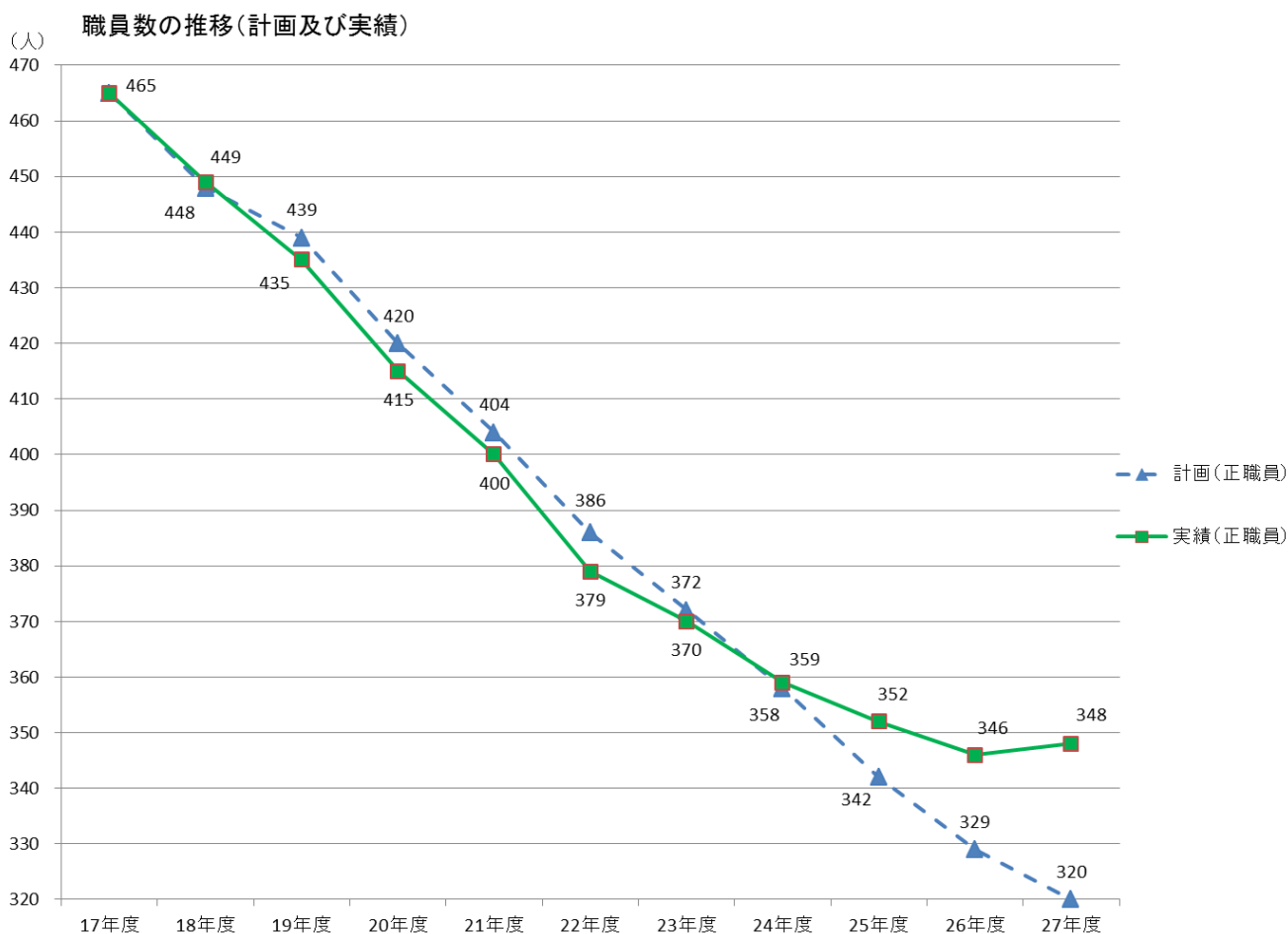
本市では、平成 18 年 3 月に「行政改革大綱」及び「定員適正化計画」を、それ以降も「組織機構再編計画」や「財政計画」等の諸計画を策定し、簡素で効率的な行政体制の構築を目指し、行財政改革に取り組んできました。

定員管理については、団塊世代の大量退職に対し、新規採用を抑制することで定員縮減を図り、合併時の 465 人から平成 27 年 4 月までに 117 人を削減しています。

組織機構の再編についても、部制廃止や課・係の統廃合並びに管理職の兼務化等によりスリム化・効率化を図り、ブランド推進室や共生協働の窓口を新設し、時代・市民ニーズに対応した組織体制の整備を進めてきました。

また、指定管理者制度を積極的に活用し、学校給食センターや有機センターの民間委託など民間活力を充分に取り込んできました。

これまでは、肥大化した組織機構の再編整備及び職員削減等に重点を置き、行財政改革に取り組んできましたが、一層深刻化する少子高齢化や過疎化、社会経済情勢に対応しながら、市民満足度の高い行政サービスを提供していくため、抜本的な改革を進めていく必要があります。



### Ⅲ 行財政改革への取組

#### 1 歳入確保の取組

自主財源の確保と税負担の公平性の観点から歳入確保に向けた取組が非常に重要です。

地方税・国民健康保険税・分担金・負担金において、平成26年度末現在約4億3千万円にもものぼる多額の収入未済額が生じていることから、市税等収納向上対策委員会で検討を行いながら、この回収に積極的に努めます。使用料・手数料についても、受益者負担の公平性の観点から、料金や減免基準の定期的な見直しを行います。

また、保有財産の売り払い、宅地分譲の促進、広告収入の取組等市経済の活性化を図るとともに、歳入の確保に努めます。

#### 2 歳出削減の取組

本市の財政状況は、義務的経費である扶助費、人件費及び公債費が大きなウエイトを占めていることから、その抑制に努めるとともに、物件費等の経費についても、徹底した削減を図ります。

また、公債費の縮減に関しては、交付税算入率の高い合併特例債、過疎債、辺地債による起債を原則とし、起債総額が各年度の元金償還額を上回らないよう、減額に取り組みます。

さらに、普通建設事業費については、事業の規模や緊急性及び優先度を検討し、市民生活に直結するものを厳選して実施します。

これらの取組を通じて、将来の財政負担の軽減を図り、徹底した歳出削減を行い、本市の適正な予算規模を目指す必要があります。

#### 3 事務事業の見直し

##### (1) 補助金の適正化

補助金については、公益性、必要性及び事業効果等の観点から、総合的に精査し、統合、縮減、廃止等の見直しを行い、適正化を図ります。

なお、必要性が高く、補助の効果が十分に表れるものは、増額を行うなど今後も支援を強化していきます。

##### (2) 行政評価制度の導入

より効率的で効果的な行政サービスの提供のため、行政が行う施策や事務事業を、目的妥当性・有効性・効率性・公平性等の観点から評価し、次年度への反映及び業務の改善・改革に取り組む仕組みとして、行政評価制度を導入します。

### (3) 公共施設の適正配置

他の団体同様、本市においても合併によりスポーツ・教育施設等類似の公共施設が重複して立地しています。人件費や施設の維持管理費等経常経費削減の観点から、公共施設の見直しは非常に重要です。このことから曾於市公共施設等総合管理計画において、利用頻度や維持管理費等総合的な観点から、施設の縮小・統廃合に向けて検討を行います。

## 4 組織機構の再編整備

### (1) 組織機構の再編

本市においては、合併時の経緯から、総合支所方式を基本として、教育委員会、農業委員会及び福祉事務所の機能を分散させました。

その後、平成23年度には末吉支所を正式に本庁と位置付けたものの、支所にこれら本庁機能が置かれた状況は現在まで続いています。

しかし、今後、中長期的に厳しい財政状況が見込まれることから、人件費や物件費等のさらなる削減への取組は急務となっています。

したがって、支所に置かれている本庁機能については、効率性等の観点から、10年以内に本庁への移管を進めます。

また、移管にあたっては、現在の本庁舎において執務スペースの不足が生じることから、既存施設の利活用を含めて対応策を検討します。

一方、支所においては、市民サービスの維持や危機管理体制の連携強化のため、実情に応じて窓口への適正な人員配置を行い、安定した市民サービスの提供に配慮します。

これら組織機構の再編には市民の理解が必要不可欠であることから、市民ニーズに合った組織づくりにより、市民満足度の向上に努めます。

### (2) 民間委託の推進

民間委託等の推進については、公の施設の管理運営について指定管理者制度を積極的に活用し、学校給食センターや有機センターの民間委託など民間活力を取り込んできました。

今後も、行財政運営の効率化、市民サービスの向上、経費削減を図るため、個別業務の民間委託等の可能性を調査し、その内容や費用対効果を十分検討した上で、さらなる民間委託を推進します。

## 5 定員管理の適正化

### (1) 職員の定員管理

定員適正化計画における目標職員数は、平成27年度までに320人となっていました。支所における本庁機能の維持や地方分権改革による業務量の増により、削減を緩和した結果、348人にとどまっています。

今後も、年齢分布の不均衡、業務の停滞及び組織力の低下を招かないよう配慮しながら、人件費の抑制を進めるため、組織機構の再編に併せて可能な限り職員数の削減に取り組みます。

また、増加し続けている臨時職員については、その必要性や効果について徹底した検証を行いながら、適正な配置を図ります。

## (2) 人事評価制度の充実と職員の意識改革・資質向上

地方分権改革の進展による条例制定権の拡大や権限移譲の推進等に伴い、今後の市町村行政には、専門性、政策立案能力等が求められることとなります。

職員の育成にあたっては、政策立案能力や課題解決能力、専門性の高い業務へ対応できる能力が確保されるよう、職員研修の充実・強化及び適材適所の人員配置、人事評価制度の充実を図りながら、人事管理と人材育成に努めます。

また、厳しい財政や地域経済の状況等を背景に、自治体の行政改革の進捗状況に対する地域住民の視線は厳しく、行政に携わる者は、住民の重い負担により給与を得ているということを改めて肝に銘じる必要があります。

この行財政改革を着実に推進するためには、民間的な経営感覚とコスト意識を持ち、地方自治運営の効率化の基本原則である「最小の経費で最大の効果を上げる」ことを再認識し、より効率的な業務の執行と経費の節減に努めるよう職員の意識改革を推進します。

## (3) 女性職員の登用

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定され、地方公共団体は、女性の活躍推進に向けた行動計画を策定し公表することが必要となりました。

本市においても、今後策定する行動計画や曾於市男女共同参画プランに基づき、女性職員の活躍や管理職への登用を推進します。

## 6 市民参画や協働の推進

### (1) 情報公開と市民参画の推進

市ホームページ、広報紙及びコミュニティFMを活用して市政に関する情報を積極的に提供し、市民との情報共有を図ります。

また、市が策定する様々な計画やまちづくり等への市民の参画を推進するため、パブリックコメント制度の周知を図りつつ、市民がより意見を述べやすい広聴制度について検討します。

各種審議会等で述べられた市民の意見、提案等を庁内で共有し、評価、審議する組織・環境づくりに取り組み、市政へ反映させます。



## (2) 協働のまちづくりの推進

市民でできることは市民が行い、市民でできないことは地域等が解決し、それでも解決できない問題は行政が担うという基本的な考え方にに基づき、市民や地域と行政が協働して福祉、環境、防災及び防犯等の地域課題の解決や、よりよいまちづくりを進めていく必要があります。

市民一人ひとりが地域の課題に進んで関わろうとする市民意識の醸成とまちづくりに参加しやすい体制づくりに取り組みます。

## IV 行財政改革の推進

### 1 計画期間・推進体制

この大綱による計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とし、大綱の実現に向けて市長が強力なリーダーシップを発揮し、危機意識と改革意欲を職員と共有しつつ、さらなる改革に取り組みます。

また、庁内に設置されている「行政改革推進本部」の本部長(副市長)を中心に、職員一丸となって計画的に取り組みます。

### 2 実施計画の策定

この行政改革大綱は、行財政改革の取組の大きな方向性を定めるものであり、具体的な取組を実施するため、財政計画等の諸計画と連動させた行政改革実施計画を策定し、行財政改革の推進を図ります。

なお、実施計画の計画期間は 5 年間とし、今後の状況により変更が必要な場合は、その都度適切に見直します。

### 3 市民の理解と協力

行財政改革の取組により市民生活へも少なからぬ影響が生じることから、市財政の姿、行財政改革の必要性や取組状況について、市広報紙やホームページ等を通して積極的に情報提供し、市民の理解と協力のもとで取組を推進します。

### 4 市議会との連携

行財政改革の取組にあたっては、市議会の論議や意見を十分に踏まえるとともに、共に連携しながら行財政改革の推進に努めます。